

## 第 25 号議案

## 関西広域連合指定金融機関の指定の専決処分について承認を求める件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い指定金融機関を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 関西広域連合指定金融機関の指定に係る専決処分について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い指定金融機関を指定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

## 関西広域連合告示第1号

## 関西広域連合指定金融機関の指定

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第1項の規定により関西広域連合指定金融機関を次のとおり指定する。

- 1 名称 株式会社みずほ銀行
- 2 所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
- 3 取扱事務 公金の収納及び支払